

飯塚市ネーミングライツ導入に関する  
ガイドライン

# 目次

1 趣旨.....	1
2 概要.....	1
3 目的.....	1
4 効果.....	1
5 対象施設等.....	2
6 愛称.....	2
7 ネーミングライツの対価及び費用負担.....	3
8 契約期間.....	3
9 導入方法.....	4
10 選定方法.....	5
11 選定基準.....	5
12 選定結果の通知及び公表.....	6
13 契約の締結および公表.....	6
14 愛称の使用開始.....	7
15 リスク負担.....	7
16 契約の解除.....	7
17 契約の満了.....	7
18 指定管理者制度等導入施設にかかる留意点.....	7
附 則.....	8

## 1 趣旨

このガイドラインは、本市が所有する公共施設等の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、基本的な考え方をまとめたものです。

各施設等の所管部署は、このガイドラインを参考にネーミングライツの導入を検討してください。

## 2 概要

ネーミングライツとは、民間事業者等との契約により、市が所有するスポーツ施設や文化施設などの公共施設等に、提案者の企業名や商品ブランド名等を冠した愛称をつける権利を付与し、その対価を活用して、施設の管理・運営に役立てる手法を指します。

なお、ネーミングライツが導入された公共施設等については、市は愛称を積極的に使用しますが、条例、規則等に定める名称（以下「条例上の名称」という。）については変更せず、必要に応じて、愛称ではなく条例上の名称を使用することとします。

## 3 目的

本市、市民及び民間事業者等、それぞれにメリットがある関係を構築し、地域の活性化や市民サービスの向上等を図ることを目的として進めます。

## 4 効果

### （1）本市及び市民にとっての効果

- ① 民間事業者等の資源やノウハウ等を活用することにより、公共施設等の魅力向上や地域の活性化が期待できます。
- ② 市の新たな財源として、公共施設等の運営・維持管理に係る費用を安定的に確保することにより市民サービスの向上が期待できます。

### （2）民間事業者等にとっての効果

- ① 公共施設等に企業名、商品名等の愛称を付けることにより、イベント等の開催によるメディアへの露出など広告効果が期待できます。
- ② 地域活性化への貢献（CSR）<sup>※1</sup>を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります。

---

※1 Corporate Social Responsibility の略。（企業の社会的責任）

## 5 対象施設等

本市が所有する公共施設等で、次の条件をすべて満たすものについて、施設等を所管する部署が選定します。

- (1) ネーミングライツの導入により、設置等の目的が妨げられないもの。
- (2) 不特定多数の市民が利用し、メディアへの露出頻度なども含め広告効果が見込まれるもの。
- (3) 条例上の名称の決定の経緯で、特段の事情がないもの。
- (4) その他、愛称を付与することが適当と認められるもの。

## 6 愛称

### (1) 愛称付与の条件

- ① 市民や施設利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとしします。
- ② 施設等の特性に応じて、必要により、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項で設定できることとしします。
- ③ 必要に応じて、条例上の名称との併記や、条例上の名称のみを使用することができることとしします。

### (2) 使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害につながるおそれがあるもの
- ④ 政治性のあるもの
- ⑤ 宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- ⑦ 個人又は法人の名刺広告
- ⑧ 美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑨ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑩ その他愛称として使用することが不相当であると市長が認めるもの。

### (3) 愛称の変更

市民や施設利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません。

## 7 ネーミングライツの対価及び費用負担

### (1) 対価

民間事業者等から得る対価の額は、当該施設等の維持管理及び運営に係る経費、利用者数やメディアに取り上げられる頻度、他自治体における類似事例などを参考に、当該施設等の広告媒体としての価値等を総合的に勘案して、施設ごとに設定します。

### (2) 費用負担

市と民間事業者等の費用負担は、次の表によるものとします。なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議の上、契約書等において定めることとします。

区分	市	民間事業者等
ネーミングライツ料 <sup>※2</sup>		○
対象施設周辺の既存案内板の名称変更及び敷地内の看板の新設（愛称看板への変更及び愛称看板の新設後の維持管理費を含む。） <sup>※3</sup>		○
契約終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示の変更 <sup>※4</sup>	○	

## 8 契約期間

- (1) 頻繁に名称が変わることによる混乱を避けるため、原則として最低3年以上とし、施設等の性格等に応じて決定します。
- (2) 期間を長くすることで、事業成果がより大きくなると判断できる場合は、期間の長さを評価項目とすることができます。
- (3) ただし、指定管理者制度導入（導入予定も含む。）施設やPFI事業導入（導入予定も含む。）施設については、契約期間や指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

※2 民間事業者等から得る対価の額

※3 愛称看板の新設については、設置の可否及び愛称看板の規格も含め、民間事業者等と市の協議により決定します。

※4 市で発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を考慮し、民間事業者等と市の協議により決定します。

## 9 導入方法

ネーミングライツの導入にあたっては、施設等をあらかじめ市が選定し民間事業者等を募集する場合と、施設等を選定せずに民間事業者等から導入候補施設の提案を募集する場合があります。いずれの場合も、個別に募集要項を作成し募集します。

なお、ネーミングライツの導入手続きは、事業担当部署が行います。以下の手順をもとに、適切な手続を行ってください。

### (1) 対象施設等の選定

対象施設等の選定にあたっては、「5 対象施設等」を参照のうえ、公民連携推進委員会及び庁議で審議し、ネーミングライツの導入の可否を判断します。

### (2) 募集方法

募集は、公募とし、広報誌や市ホームページ等に掲載することにより行います。

### (3) 応募資格

ネーミングライツの応募者としてふさわしい資力及び信用を備えた民間事業者等とし、次の①から⑨までのいずれかに該当する民間事業者等は除きます。なお、個人での応募はできません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定される業種を営む民間事業者等
- ② 風俗営業類似の業種を営む民間事業者等
- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更正手続中の民間事業者等
- ④ 各種法令等に違反している民間事業者等
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している民間事業者等
- ⑥ 応募時点で本市の指名停止処分を受けている民間事業者等
- ⑦ 政治的活動又は宗教的活動を主たる目的とする民間事業者等
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する民間事業者等
- ⑨ ①から⑧までに掲げる民間事業者等のほか、市のネーミングライツの応募者としてふさわしくないと市長が認める民間事業者等

### (4) 費用負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

### (5) 募集要項

応募に必要な事項を記載した募集要項等を作成します。

募集要項の主な記載内容は次のとおりとします。なお、案件によって適宜記載内容を検討してください。

- ① 目的
- ② 募集施設等の概要（名称、所在地、概要、利用状況 など）
- ③ 募集の概要（愛称付与の条件、募集期間、募集資格、希望価格又は最低価格、契約期間、名称変更に伴う費用負担、留意事項 など）
- ④ 応募方法（申込書等の必要書類、応募先 など）
- ⑤ 審査方法
- ⑥ 契約方法
- ⑦ その他、応募にあたっての詳細条件

#### (6) 募集期間

募集期間は、応募者が応募を十分に検討できる期間を確保するため、かつ、多くの民間事業者等が募集できるように広報する期間を確保するため、30日以上とします。

#### (7) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度募集を実施するか又は募集を取りやめることとします。

## 10 選定方法

優先交渉権者<sup>※5</sup>の選定については、事業担当部署が作成した選定基準に従って、公民連携推進委員会において審査し、庁議において選定します。

選定にあたっては、応募者として適切か審査、選定を行い、優先交渉権者の決定と併せて、交渉順位についても決定します。なお、応募者が1社の場合でも審査を行います。

## 11 選定基準

次の選定基準の視点を参考にして、事業担当部署が選定基準を作成してください。

- ① 応募者
  - ・ 応募資格は適切か
  - ・ 民間事業者等の経営は健全か
  - ・ 募集案件と応募者の理念、事業内容等が適合しているか など

---

<sup>※5</sup> 優先交渉権者とは、応募者のうち、有利な条件で契約を締結できる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う民間事業者等を指します。

- ② 応募の趣旨
  - ・市のネーミングライツの目的に沿っているか など
- ③ 愛称
  - ・親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすいか
  - ・施設等の管理運営等に支障が生じないか
  - ・他の施設等で同じ名称が付与されていないか など
- ④ ネーミングライツ料
  - ・応募金額は妥当か
  - ・市の負担経費（看板等の表示変更に伴う費用等）が妥当か など
- ⑤ 導入期間
  - ・安定したネーミングライツの運用が図られる期間か など
- ⑥ 提案内容
  - ・導入施設等にふさわしい内容か
  - ・実現可能な内容か
  - ・施設等の魅力向上に繋がるか
  - ・地域の活性化に繋がるか など
- ⑦ その他審査において必要な事項

## 1.2 選定結果の通知及び公表

選定結果については、すべての応募者に対して理由を付して文書で回答し、併せて、市ホームページ等で公表します。

なお、優先交渉権者に選定されなかった者については、公表しません。

## 1.3 契約の締結および公表

### (1) 契約の締結

市は、優先交渉権者のなかからネーミングライツ事業者等を決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。契約にあたっては、施設等への名称表示のデザイン、設置時期及び方法、支払方法、契約の更新・解除、道路案内標識、公共交通機関等との調整等、詳細な協議を行ったうえで実施します。

### (2) ネーミングライツ事業者等の公表

ネーミングライツ事業者等の決定後、民間事業者等の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等について、広報誌や市ホームページ等で公表します。



#### 1.4 愛称の使用開始

ネーミングライツ事業者等は、契約した内容に基づき、愛称の使用期間の開始日までに看板等の名称変更を行うこととします。

市は、決定した愛称を様々な機会で積極的に使用します。

#### 1.5 リスク負担

##### (1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

ネーミングライツ事業者等の施行が原因で看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ事業者等が負担することとします。

##### (2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ事業者等が協議のうえ、リスク負担を決定します。

#### 1.6 契約の解除

社会経済情勢の変化及び災害などの突発的な事情が生じた場合や、ネーミングライツ事業者等の信用失墜行為等に伴う施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、市は、契約満了を待たずに契約を解除できることとします。契約解除に伴って発生する、原状復帰にかかる費用負担や違約金等の処理については、契約書の定めに従って協議を行ったうえで実施します。

#### 1.7 契約の満了

市は、契約満了までにネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツ事業者等は、継続した契約について優先的に交渉できることとします。

#### 1.8 指定管理者制度等導入施設にかかる留意点

対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合、指定管理者制度等の趣旨に則り、指定管理者制度等導入施設の不利益とならないように、次の点に留意することとします。

##### (1) 導入対象施設等の選定

ネーミングライツの導入に関して指定管理者等から意見や要望等を聴取したうえで、導入の可否を決定することとします。

##### (2) 優先交渉権者の決定

指定管理者等と協議を行い、応募の意思がある場合、優先交渉権者として決定できるものとします。応募の意思がない場合又は交渉がまとまらなかった場合は、公募を行います。

### (3) 契約期間

現指定期間又は現契約期間を考慮し、適切な契約期間の設定に配慮することとします。

### (4) 費用負担

指定管理者等がネーミングライツ事業者を兼ねる場合は、ネーミングライツ料は管理運営にかかる経費とみなさないこととします。

## 附 則

このガイドラインは、令和元年10月1日から施行する。